

新町商榮會會則

新町商栄会云々則

平成六年一月一日

第一章 総則

第一条 本会は新町商栄会と称する。

第二条 本会は杉並区新町（旧）、及び、隣接町地区内（現上井草・善福寺・今川・その他）に営業・事業を営む個人及び法人で、本会の趣旨に賛同する業者を以つて組織する。

第三条 本会の事務所は会長宅に置く。

第二章 目的

第四条 本会は会員相互の親睦、繁栄を計る事を目的とする。

第三章 事業

第五条 本会の目的を達成するために、左記の事業を行う。

第六条 会員の親睦を図るための旅行及び催事。

各種商業・事業に関する諸設備の視察及び研究会。

近隣事業者と同調するための懇談会。

顧客に対する謝恩、歳暮・中元売り出しセール。

その他、本会目的達成のための事業。

第四章

役員・監査

第六條

本会の役員及び、監査は左記の通り置く。

1

会 長 一 名

2

副 会 長 二 名

3

理 事 若 干 名

4

会 計 二 名 (内 正一名・副一名)

5

監 査 二 名

第七條

会長、副会長及び会計は、總會において會員中より、會員の選挙又は推薦により選出する。

第八條

理事は会長及び副会長の推薦により選出する。

第九條

監査は總會に於いて、會員中より會員の選挙又は推薦により選出する。

第十條

本会役員の任期は三カ年とし、満期再選を妨げない。

補選の役員の任期は、前任者の残り期間とする。

第十一條

本会会長は本会を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。

会計は出納事務を処理し、会務の運営に当たる。

理事は役員会に出席に、本会の事業遂行に関し審議し、運営に当たる。

監査は会計、及び出納事務を監査する。

第五五章

△云

議

第十二條

本会の會議は、定期總會、臨時總會、役員会の三種とし会長が招集する。

第十三條

本會會議の議事は出席者の過半数を以つて決り可決同数の時は議長が決定する。

第十四条

本会の議長は会員の選挙または推薦により選出する。
定期総会は毎年一月に、臨時総会は必要に応じて行い左記の事項を審議する。
会則の変更または特別規定の制定に関する事項。

決算、予算に関する事項。

年間行事、催事、その他の計画

会長、副会長、監査の選出。

その他、必要の事項。

役員会は左記の事項を審議する。

総会に提出する議題に関する事項。

本会の運営に必要な事項。

本会の事業計画の立案に関する事項。

その他、会長の必要と認めた事項。

第十五条

1

2

3

4

第十六条

1 2

第十八章

収支 冊

本会の経理事務は会費及び寄付金、その他の収入を以って当てる。

本会の会員は左記の通りの負担をし、いかなる事情があつてもその返還を請求することが出来ない。なお、月会費は、店舗面積によつて左記の金額を適用するものとする。

入会金 一金 参千円也

月会費 一金 老千円也

一金 五千円也

(店舗面積が、五百 m^2 未満の会員)

(店舗面積が、五百 m^2 以上 千 m^2 未満の会員)

一金 壹 萬円也 (店舗面積が、千㎡以上の会員)

本会の目的遂行に必要な臨時会費

会計は、毎年一月一日に始まり、同年十二月三十一日を以って終わる。

第十九条

本会の決算及び予算は、毎年定期総会に報告し承認を得る。

第二十条

第七章

△云員の資格

本会に新たに入会を望むものは、既会員の紹介に依り本会に申し込み、役員会の承認を得て入会する。

第二十一条

本会の目的に反する行為をなしたる会員は、本会会員の資格を失う。

第二十二条

本会を退会する場合は原則として、三ヶ月以前に本会役員に退会届を提出し、承認を得た月を以って退会とする。

第二十三条

第八章

表彰

第二十四条

本会に対して功勞・功績のあつた者は、役員会を通じ本会より表彰する。

第九章

慶弔

第二十五条

本会会員及び家族に於いて、慶事及び弔事の生じたときは役員会に計り慶弔金を贈る。

附 則

第二十六条

本会会則は、平成六年一月一日より実施する。

第二十七条

本会会則は、第五章 第十五条の1に定めるところにより平成十七年四月五日の臨時総会において会則の変更を行ったものであり、同日より実施されるものとする。